

ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制の強化について

1. 基準改正内容の詳細

(1) 排出ガス新試験モードの追加

ディーゼル特殊自動車の排出ガス試験として、現行の定常試験モード（8モード法）に加えて、今後採用が想定される排気後処理装置の効果を適切に評価できるように、世界統一基準とされている過渡試験モード（NRTCモード）を追加します。

※NRTC:Non Road Transient Cycleの略

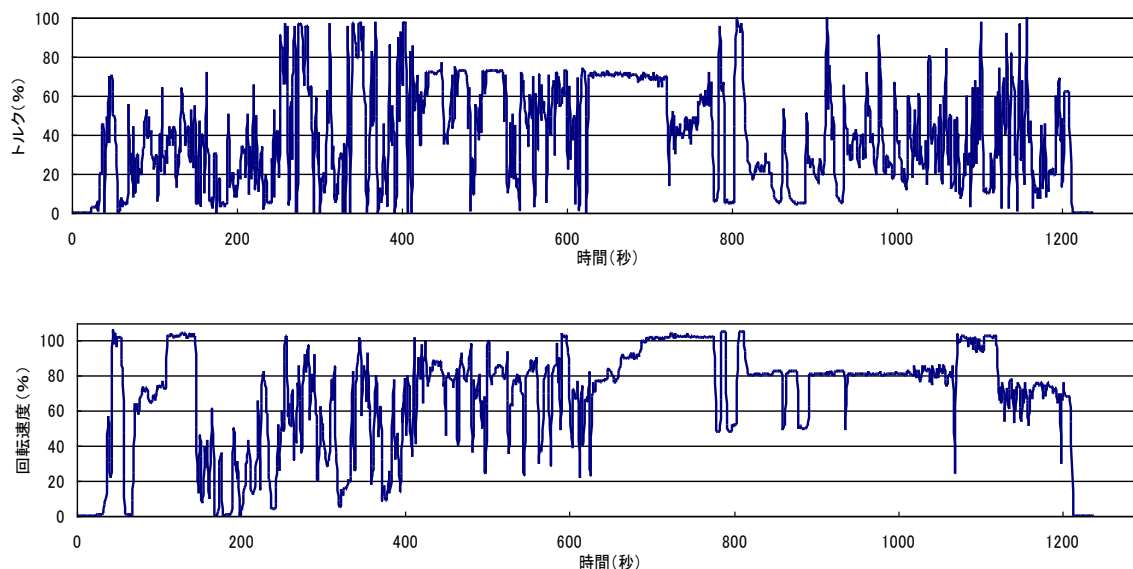


図 ディーゼル特殊自動車の排出ガス測定法に追加される過渡試験モード（NRTCモード）

(2) ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制値の強化

ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制値を下記表のとおり強化します。

○ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制値比較表

定格出力	一酸化炭素 (CO)		非メタン炭化水素 (NMHC)		窒素酸化物 (NO _x)		粒子状物質 (PM)		ディーゼル黒煙	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
19kW 以上 37kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	1.00 (1.33)	0.7 (0.9) ▲30%	6.00 (7.98)	4.0 (5.3) ▲33%	0.40 (0.53)	0.03 (0.04) ▲93%	40%	25%
37kW 以上 56kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.7 (0.9)	4.00 (5.32)	4.0 (5.3)	0.30 (0.40)	0.025 (0.033) ▲92%	35%	25%
56kW 以上 75kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.19 (0.25) ▲73%	4.00 (5.32)	3.3 (4.4) ▲18%	0.25 (0.33)	0.02 (0.03) ▲92%	30%	25%
75kW 以上 130kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	3.3 (4.4) ▲8%	0.20 (0.27)	0.02 (0.03) ▲90%	25%	←
130kW 以上 560kW 未満 のもの	3.50 (4.55)	3.5 (4.6)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	2.0 (2.7) ▲44%	0.17 (0.23)	0.02 (0.03) ▲88%	25%	←

- 注 1. 現行及び改正案欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。
 2. CO、NMHC、NO_x、PMの単位はg/kWhである。
 3. 規制値（CO、NMHC、NO_x、PM）は、ディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法によるもの。
 4. 規制値（ディーゼル黒煙）は、ディーゼル特殊自動車8モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。
 5. 表中の▲の数字は、現行の平均値規制値からの低減率を示す。
 6. NMHC欄の現行規制は炭化水素（今回改正で炭化水素からNMHCに変更）。

(3) 少数生産車の基準の細目の改正

改正基準適用後は、改正前基準による型式届出特定特殊自動車であったもの又は改正後基準に適合した型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして以下に定める基準を満たすディーゼル特定特殊自動車について、少数生産車として申請できることとなります。

少数生産車の基準の細目（改正基準適合車と同等の排出ガス性能を有するもの）の改正前後の比較表

定格出力	同等とみなす基準	
	改正前	改正後
19kW以上37kW未満	Tier 2、StageⅢ A	Tier 4
37kW以上56kW未満	Tier 3、StageⅢ A	Tier 4、StageⅢ B
56kW以上560kW未満	Tier 3、StageⅢ A	Interim Tier 4、StageⅢ B

備考

- Tier 2及びTier 3は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89に規定する基準を、Interim Tier 4及びTier 4は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039（以下「Part1039」という。）に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
 - Part1039の§ 1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準
 - Part1039のSubpart HIに規定するthe averaging, banking, and trading program（以下「ABT program」という。）を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準
- StageⅢ A、StageⅢ Bは、97/68/EC及びその改訂指令に規定する基準をいう。

(4) 規制適用開始時期について

特定特殊自動車等に今回の改正による規制が適用される時期は、定格出力帯ごとに以下のとおりとなります。適用日以後の新しい型式の特定特殊自動車は、改正基準に適合する必要があります。

（括弧書き中の年月日前までが、改正前基準に適合した型式届出特定特殊自動車の経過措置期間となります。）

- 定格出力 130kW 以上 560kW 未満の特定原動機を備えたもの
平成 23 年 10 月 1 日（改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 25 年 4 月 1 日）
- 定格出力 75kW 以上 130kW 未満の特定原動機を備えたもの
平成 24 年 10 月 1 日（改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 25 年 11 月 1 日）
- 定格出力 56kW 以上 75kW 未満の特定原動機を備えたもの
平成 24 年 10 月 1 日（改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 26 年 4 月 1 日）
- 定格出力 37kW 以上 56kW 未満の特定原動機を備えたもの
平成 25 年 10 月 1 日（改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 26 年 11 月 1 日）
- 定格出力 19kW 以上 37kW 未満の特定原動機を備えたもの
平成 25 年 10 月 1 日（改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 27 年 9 月 1 日）

2011年規制	H23年度(2011年度)				H24年度(2012年度)				H25年度(2013年度)				H26年度(2014年度)				H27年度(2015年度)			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
軽油を燃料とするもの 19kW以上37kW未満(D1)													(10/1)新車規制適用日							
													経過措置23ヶ月				継続生産車規制適用日(9/1)			
37kW以上56kW未満(D2)													(10/1)新車規制適用日							
													経過措置13ヶ月				(11/1)継続生産車規制適用日			
56kW以上75kW未満(D3)									(10/1)新車規制適用日											
									経過措置18ヶ月				(4/1)継続生産車規制適用日							
75kW以上130kW未満(D4)									(10/1)新車規制適用日											
									経過措置13ヶ月				(11/1)継続生産車規制適用日							
130kW以上560kW未満(D5)					(10/1)新車規制適用日															
					経過措置18ヶ月				(4/1)継続生産車規制適用日											

※2014年規制の適用日は未定です。

(5) 改正基準に適合した特定特殊自動車の基準適合表示様式の追加

改正基準に適合した特定特殊自動車に付する様式として、下記の3つが追加となります。



型式届出特定特殊自動車用
(改正基準に適合するもの)



少数生産車用
(改正前の基準適合車)



少数生産車用
(改正基準と同等性能のもの)

○特定特殊自動車の基準適合表示

【従来様式】

以下のものに引き続き付されます。(2006年基準適合車)

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の基準に適合するもの



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準に適合するものに付されます。

※定格出力 19Kw 以上 560kW 未満共通で「2011年基準」と表記します。



○少数生産車の表示 (少数特例表示)



【従来様式】

以下のものに、引き続き付されます。

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、少数生産車の基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の少数生産車の基準に適合するもの



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のものに付されます。

(規則第18条第1項第2号イ適用)



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものに付されます。

(規則第18条第1項第2号ロ適用)

(注1) 特定特殊自動車に、規定に従わずに基準適合表示若しくは少数特例表示を付したり、これらと紛らわしい表示を付してはいけません。【法第12条第4項関係】

(注2) 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはいけません。【法第17条関係】
(使用禁止の適用外となる特定特殊自動車の一部あります。)